

課税事業者等届出書

平成 年 月 日

(公財)鹿児島県林業担い手育成基金
理事長 小林 洋子 殿

物品購入を伴う場合は必ず添付すること

- ①安全就労体制整備事業
- ②女性就労環境整備事業
- ③新規参入促進事業

該当する番号
を選択する。

住所

氏名

印

下記の期間については、

- ① 消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を所轄する税務署長に提出した(する予定の)者である。
→ (簡易課税事業者)
- 2 消費税法第9条第1項の規定に該当する者である。(となる予定である)
→ (免税事業者)
- 3 前述の1及び2に該当しない者である。(となる予定である)
→ (課税事業者)

のでその旨届出します。

記

課税期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

- ※ 1 安全就労体制整備事業、女性就労環境整備事業及び新規参入促進事業の場合添付する。
- 2 いずれかの番号を○で囲み「した(する予定の)」又は「である(となる予定である)」を見え消ししてください。
- 3 課税事業者の場合、事業費には消費税を含めるが、助成金は消費税を除いた事業費で算出ください。